

名古屋市の土壌・地下水汚染対策にかかる

改正条例説明会

令和3年8月30日(月) 午後2時～ ZOOMオンラインセミナー
名古屋市

説明会の趣旨

名古屋市では、「土壌汚染対策法」及び

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(環境保全条例)」により

土壌・地下水汚染対策を推進しています。

条例独自の制度について
前回の改正から8年が経過
顕在化してきた新たな課題に対応

平成29年の法改正
法と条例の整合を図る



環境保全条例の一部を改正

改正条例: 令和3年7月14日公布、令和3年8月1日施行(一部は令和3年10月1日施行)

本日のメニュー

- (1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要
- (2) 名古屋市環境審議会答申
- (3) 自主調査報告制度の合理化
- (4) 調査対象深度の限定
- (5) 汚染土壌の有効活用

本日のメニュー

(1) 名古屋市の土壤汚染対策制度の概要

- (2) 名古屋市環境審議会答申
- (3) 自主調査報告制度の合理化
- (4) 調査対象深度の限定
- (5) 汚染土壌の有効活用

(1) 名古屋市の土壤汚染対策制度の概要

名古屋市の土壤・地下水汚染対策のあゆみ(1)

- ・平成9年10月31日
「東芝愛知工場名古屋分工場に係る土壤及び地下水汚染対策検討委員会」設置
- ・平成10年9月1日
「名古屋市土壤及び地下水汚染対策検討委員会」設置
- ・平成11年5月1日
「**名古屋市土壤汚染対策指導要綱**」施行
- ・平成13年7月11日
「名古屋市土壤汚染対策指導要綱運用指針」施行
- ・平成15年2月15日
「土壤汚染対策法」施行
- ・平成15年10月1日
「名古屋市公害防止条例」を全面改正し、「**市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例**」
(**環境保全条例**)を施行

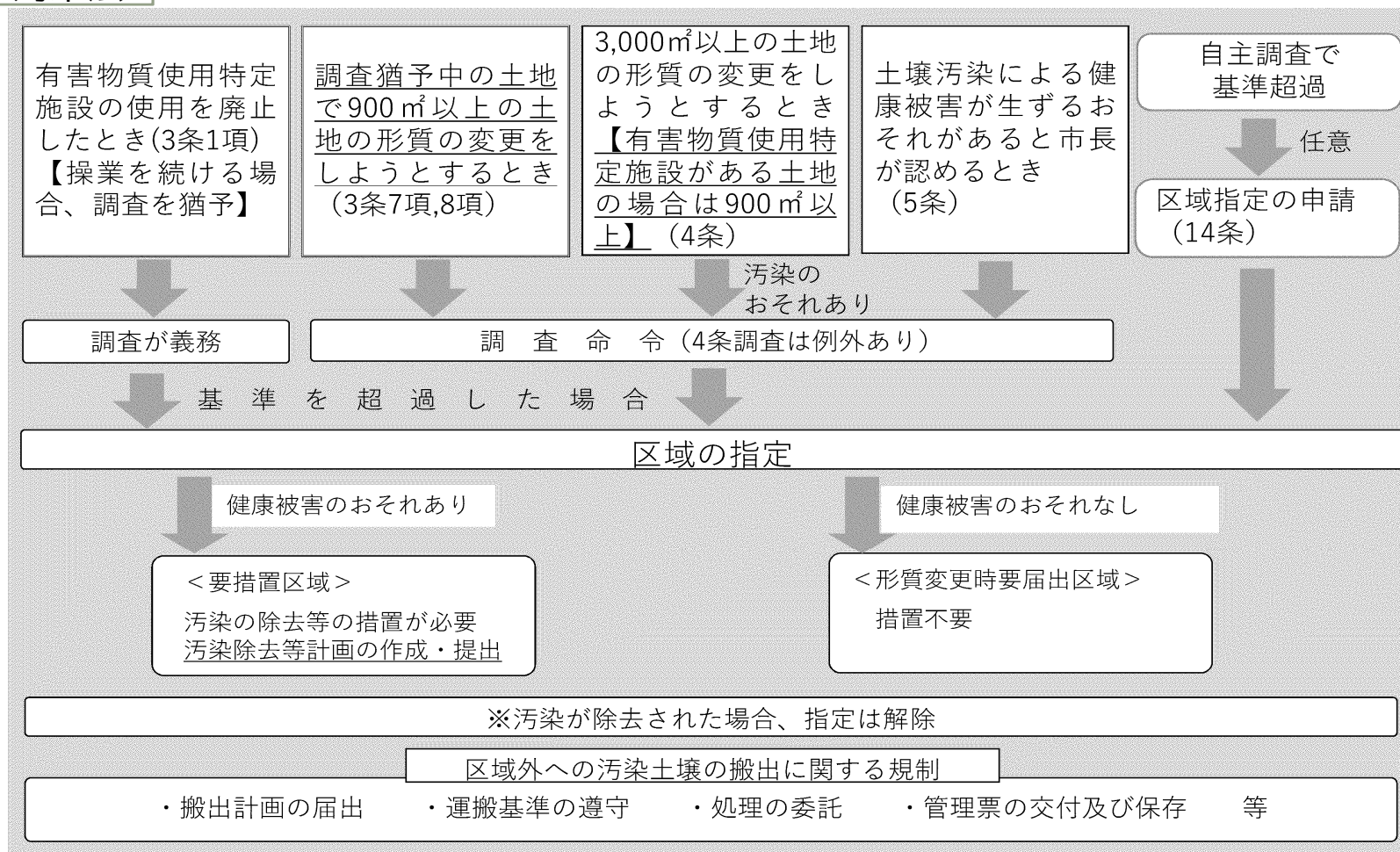
(1) 名古屋市の土壤汚染対策制度の概要

名古屋市の土壤・地下水汚染対策のあゆみ(2)

- ・平成17年3月31日
「**土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針**」施行
- ・平成22年4月1日
「**改正土壤汚染対策法**」施行
「**土壤汚染等対策指針**」一部改正
ガソリンスタンド等を特定有害物質取扱事業者とする(運用変更)
- ・平成25年4月1日
「**環境保全条例**」一部改正施行
- ・平成29年4月1日
クロロエチレン追加施行
- ・平成30年4月1日、平成31年4月1日
「**環境保全条例**」一部改正施行(法改正に伴う形式的な改正)

土壌汚染対策法

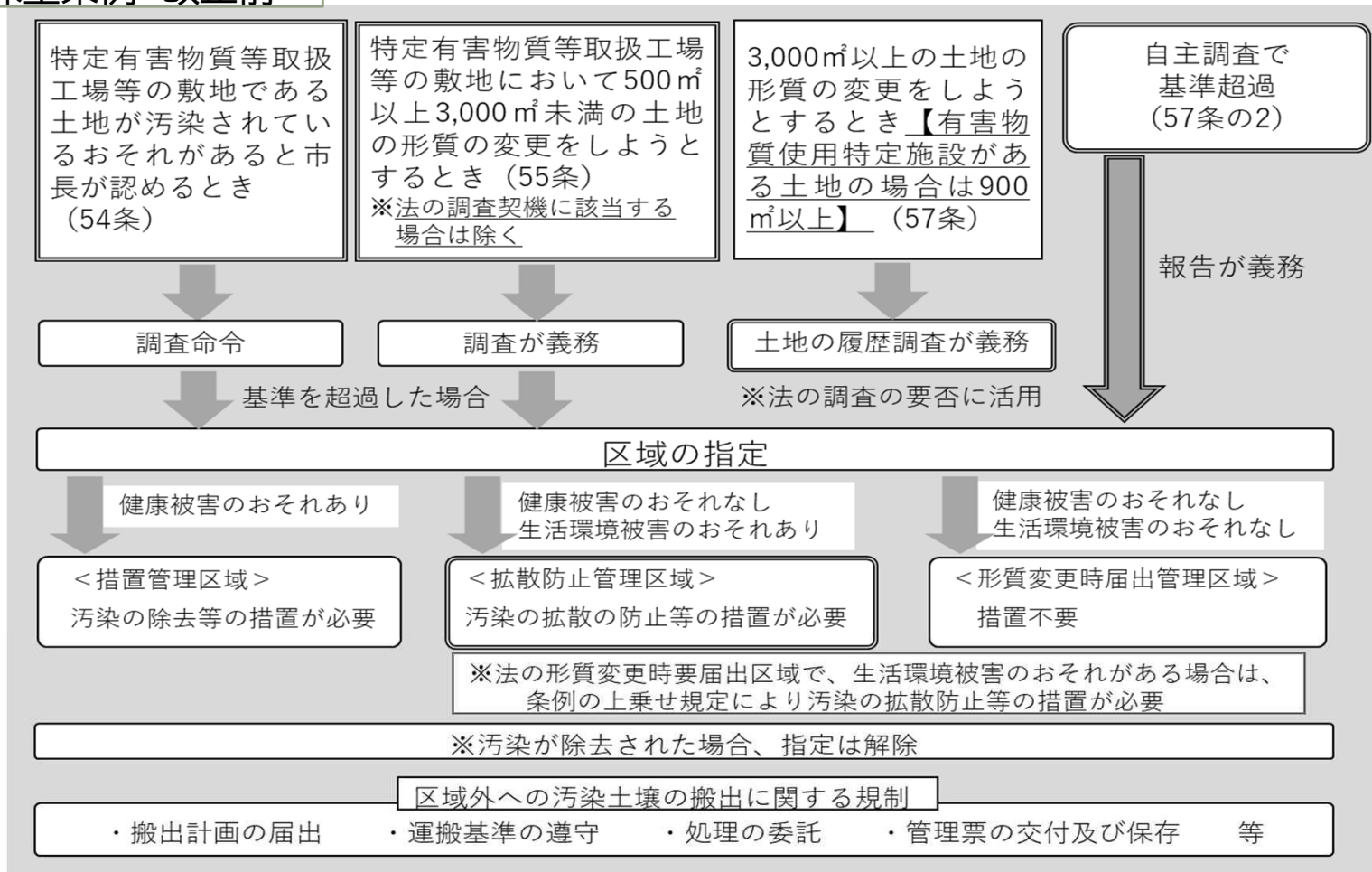
(1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要



※下線部は、平成31年4月1日施行

市環境保全条例 改正前

(1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要



※太線による囲いは、法の規定にはない市独自の考え方による規制。下線部は平成31年4月1日施行。

(1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要

土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針

策定の背景

行政・事業者が汚染の情報を公表しないことは「社会的責任として問題」との批判



平成13年以降 新たな土壌・地下水汚染は速やかに公表(指導要綱運用指針)



平成17年4月 土壌汚染対策法及び環境保全条例の施行を受け、公表指針を策定

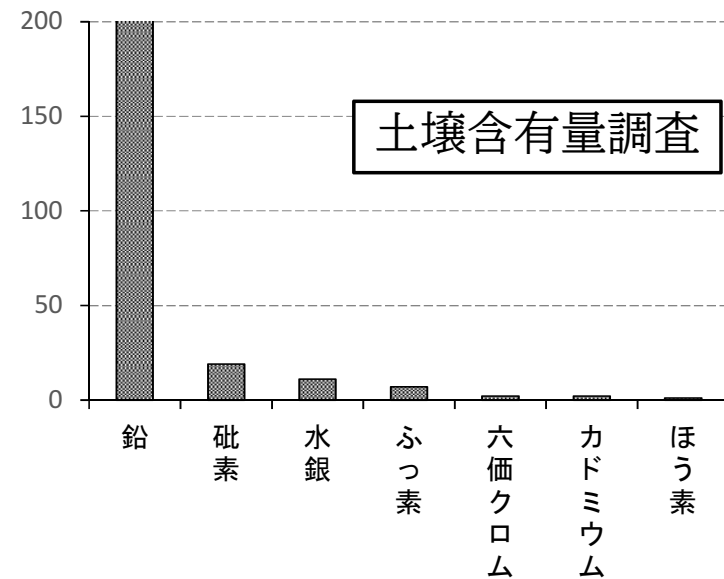
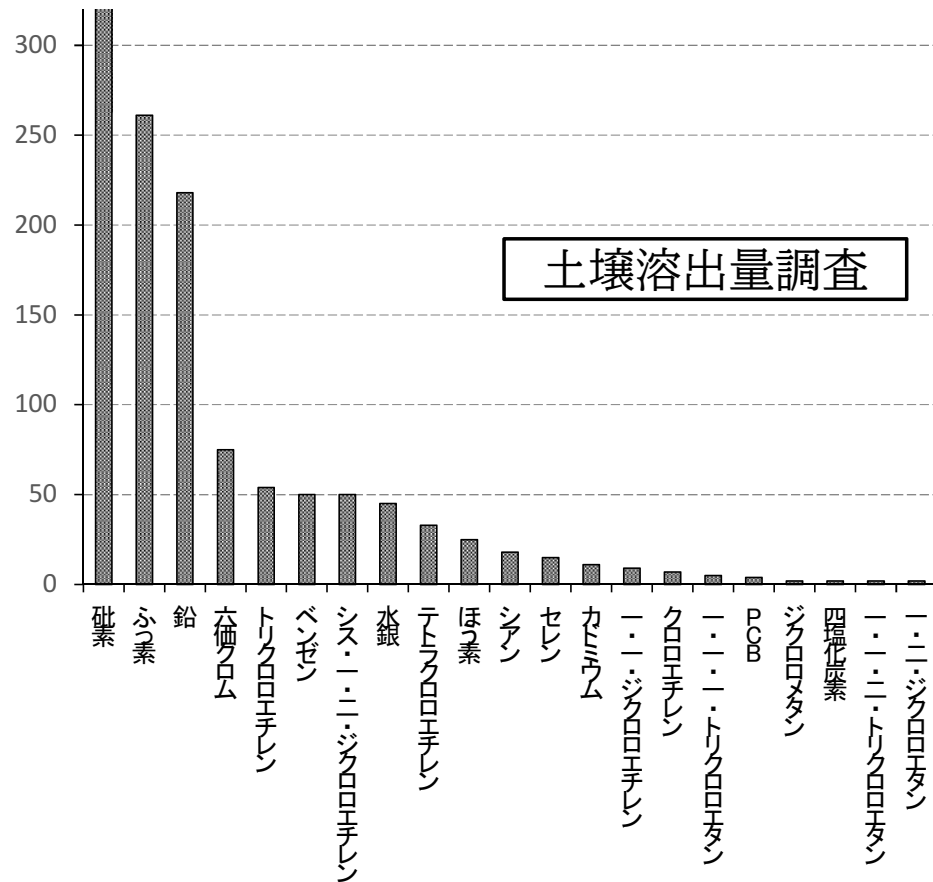
概要

- **すべての土壌・地下水汚染の報告に適用**
 - ①土壌汚染対策法に基づく報告
 - ②環境保全条例に基づく報告(自主調査含む)
- **速やかに公表**
 - ①市政記者クラブを通じた報道公表
 - ②名古屋市公式ウェブサイトでの公表
 - ③台帳の作成・閲覧
- **正確でわかりやすい情報提供**

(1) 名古屋市の土壤汚染対策制度の概要

名古屋市

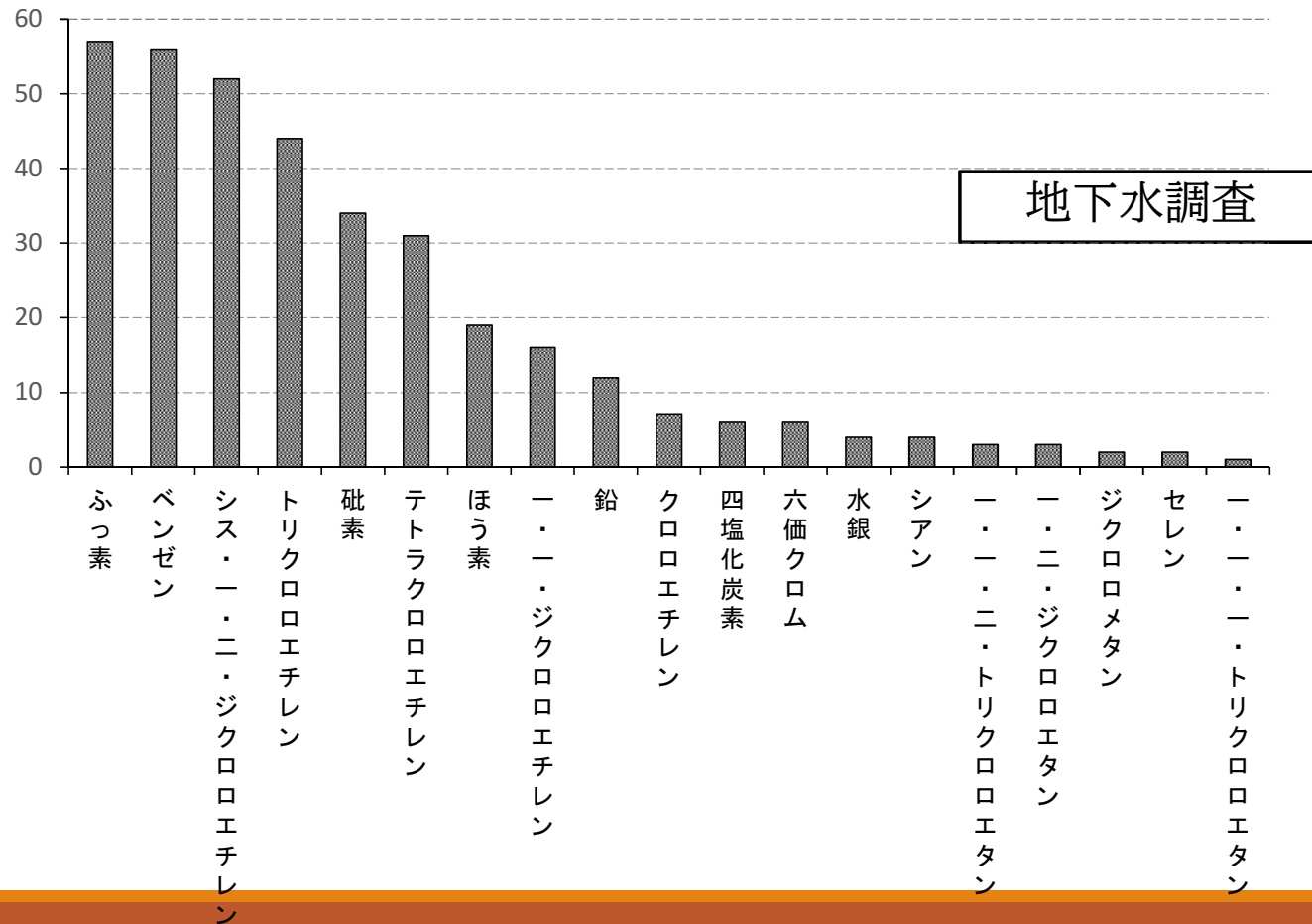
【調査別有害物質別の汚染判明件数(1)】※平成15年度から令和3年7月末まで



(1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要

名古屋市

【調査別有害物質別の汚染判明件数(2)】※平成15年度から令和3年7月末まで

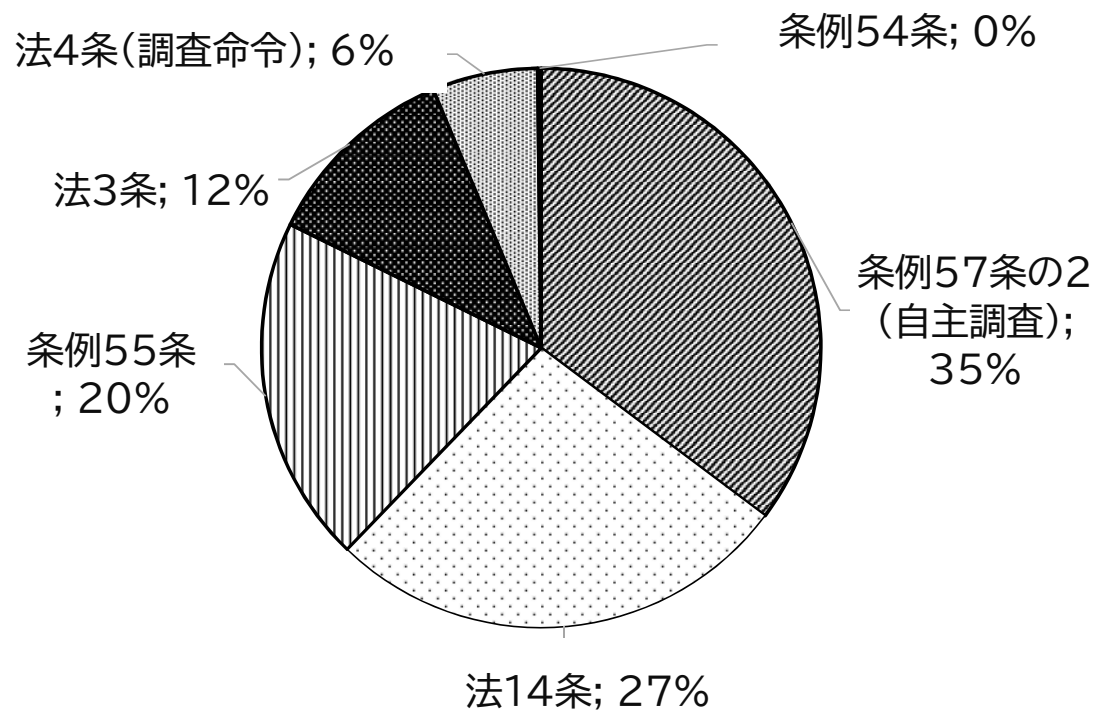


※「化合物」「及びその化合物」は省略しています。
 ※「シス・一・二・ジクロロエチレン」は、令和元年度以降については「一・二・ジクロロエチレン」です。

名古屋市

(1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要

【土壌調査の根拠別の割合】※平成25年度から令和3年7月末まで



(1) 名古屋市の土壤汚染対策制度の概要

名古屋市

【区域の指定状況】※令和3年3月末現在

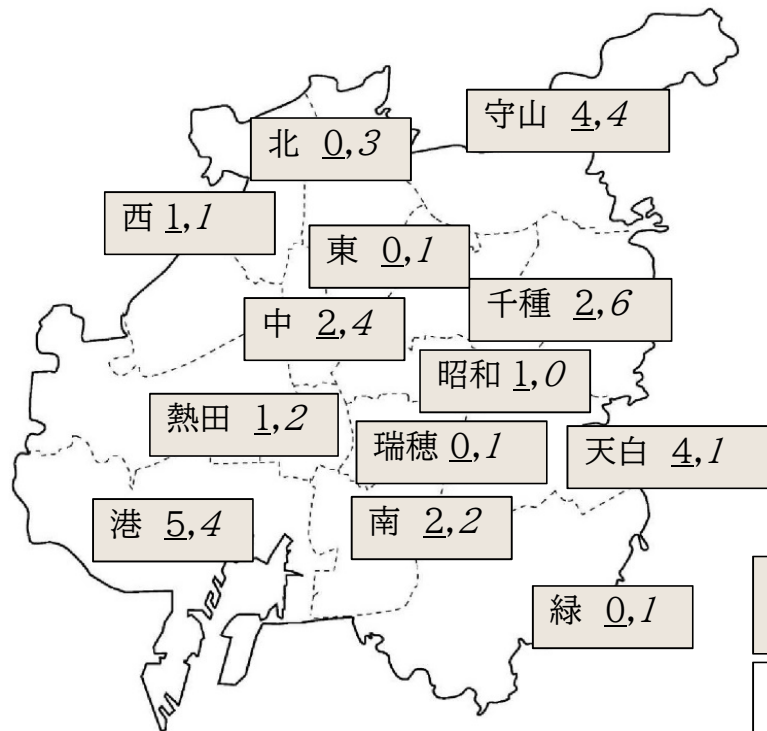
区 分	法		条 例			合 計
	要措置区域	形質変更時 要届出区域	措置 管理区域	拡散防止 管理区域	形質変更時 届出管理区域	
合計	4	95	8	11	63	181
	99		82			

(1) 名古屋市の土壤汚染対策制度の概要

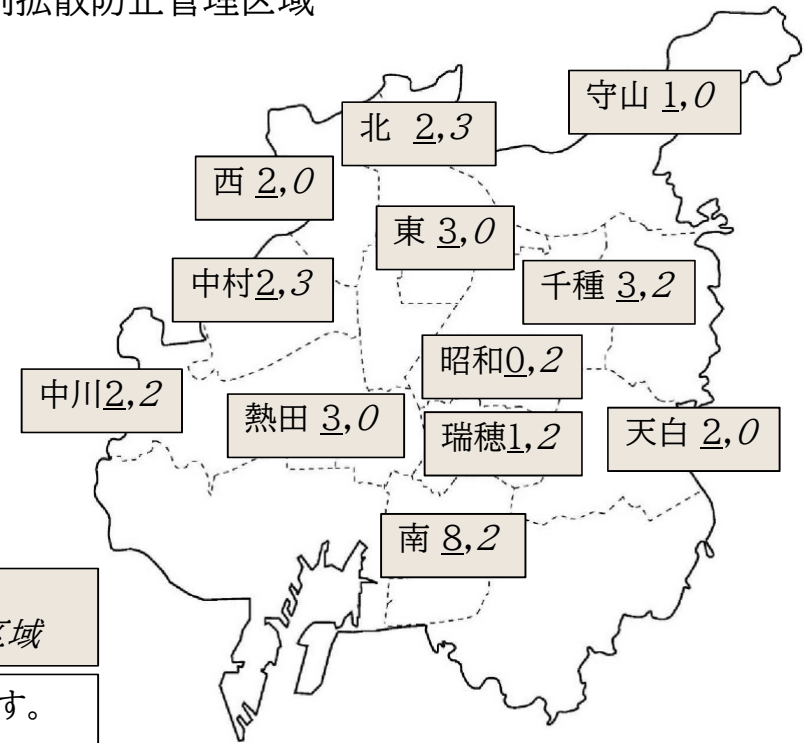
名古屋市

【行政区ごとの区域指定の状況(累計)(1)】※令和3年7月末現在

法要措置区域及び条例措置管理区域



法形質変更時要届出区域(拡散防止措置あり)
及び条例拡散防止管理区域



【凡 例】

区名 法指定区域, 条例指定区域

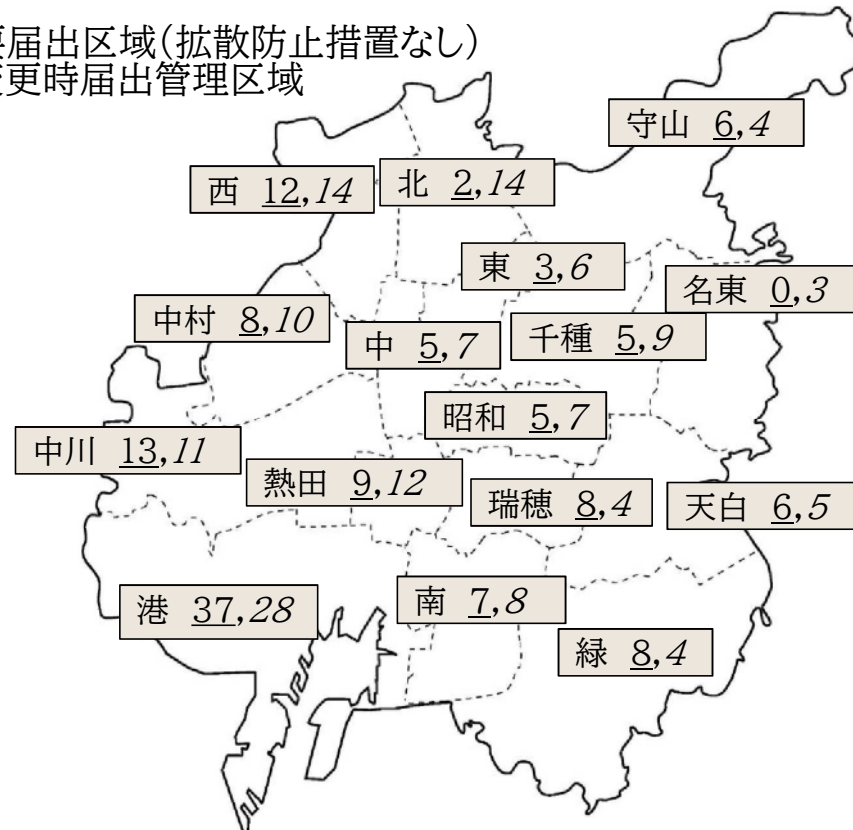
※既に解除された区域も含みます。
また、複数区にまたがるものは、
各区にそれぞれ計上しています。

(1) 名古屋市の土壤汚染対策制度の概要

名古屋市

【行政区ごとの区域指定の状況(累計)(2)】※令和3年7月末現在

法形質変更時要届出区域(拡散防止措置なし)
及び条例形質変更時届出管理区域



【凡 例】

区名 法指定区域, 条例指定区域

※既に解除された区域も含みます。
また、複数区にまたがるものは、
各区にそれぞれ計上しています。

本日のメニュー

(1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要

(2) 名古屋市環境審議会答申

(3) 自主調査報告制度の効率化・合理化

(4) 調査対象深度の限定

(5) 汚染土壌の有効活用

(2) 名古屋市環境審議会答申

1 自主調査への対応

(1)定められた方法以外で行われた自主調査(指針外調査)の取扱い

【課題】

自主調査は土壌汚染等対策指針に定める方法で行うことが望ましいが、定められた調査方法以外でも調査結果報告を受けており、その場合、汚染の状況を的確に把握できていない場合もあり、汚染区域として過大な範囲を指定している場合があった。

【対応】

健康被害又は生活環境被害のおそれがあると見込まれる場合には、汚染に対して的確に対応されるよう、詳細調査を求めることができる制度とした。

1 自主調査への対応

(2)汚染土壌を直ちに掘削除去する事案への対応

【課題】

区域の指定を行う前に汚染土壌の除去等が完了している事例でも、報告があれば全てを区域指定する制度となっている。

そのため、指定の際に汚染土壌の除去の完了が確認されていても、区域は指定され、すぐに解除の手続きが行われているが、指定されている間は規制を受け、開発行為に影響を及ぼしていた。

【対応】

手続きの合理化等の観点から、これまでの区域指定制度によらない新たな制度を設けた。

2 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方

(1) 土壌汚染に関する調査

① 汚染のおそれの由来に応じた調査

【課題】

条例では、自然由来又は水面埋立て土砂由来の調査は特例調査となっており、過去に行われた調査も非常に少ないことから、旧法で定める特例扱いのままとなっていた。

【対応】

法の考え方と同様に、的確に汚染のおそれの由来に応じた調査ができるよう各調査方法の位置づけを明確にした。

2 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方

(1) 土壌汚染に関する調査

②汚染のおそれの区分の分類

【課題】

地下浸透防止措置が適切に行われている土地について、汚染のおそれの区分の考え方が変更されたが、条例の調査では旧法で定める考え方のままであった。

【対応】

実態に即した汚染のおそれの区分を認めた。

2 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方

(1) 土壌汚染に関する調査

③調査対象深度の限定

【課題】

土地の形質の変更が契機の調査について、法では調査対象深度の限定ができるようになったが、条例では、より小規模の土地の形質の変更が調査の契機であるにも関わらず、調査対象深度の限定ができなかった。

【対応】

調査対象深度の限定については、後に調査契機が見込まれる場合など、特定の場合のみとした。

2 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方

(2) 区域指定(措置実施時における目標土壌溶出量等の設定)

【課題】

法の要措置区域における措置の内容が一部緩和されたため、条例の措置管理区域及び拡散防止管理区域における措置の内容と差が生じていた。

【対応】

健康被害の防止を目的とした措置管理区域については、法の要措置区域と同様に目標濃度を設定できるようにした。

ただし、拡散防止管理区域においては、生活環境被害の防止を目的としているため目標濃度は設けない。

2 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方

(3) 汚染土壌の搬出

【課題】

法では、これまでの汚染土壌処理施設での処理に加え、汚染土壌を他の指定区域へ搬出し有効活用できるようになったが、条例では、区域外への搬出の場合は必ず汚染土壌処理業者へ委託しなければならなかった。

【対応】

区域の間での有効活用を認めた。

本日のメニュー

- (1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要
- (2) 名古屋市環境審議会答申
- (3) 自主調査報告制度の合理化
- (4) 調査対象深度の限定
- (5) 汚染土壌の有効活用

(3) 自主調査報告制度の合理化

【自主調査の定義】

土壤汚染対策法又は環境保全条例において調査義務や調査命令が課されていない土地において、土地所有者等が自らの判断で実施する土壤汚染の調査のことをいいます。

※調査義務・調査命令が課されるもの

土壤汚染対策法・・・第3条第1項、第3条第8項、
第4条第3項、第5条

環境保全条例・・・第54条第2項、第55条

(3) 自主調査報告制度の合理化

	法第14条	条例第57の2
調査方法	法で定める調査方法に限る	土壌汚染等対策指針に基づく調査方法(土壌汚染等調査(法で定める調査方法と同一))が望ましい
報告者又は申請者	土地の所有者等 (申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、その全員の合意が必要)	自主調査を行った者
報告等	区域の指定を申請することができる	報告しなければならない
区域の指定	あり(要措置区域又は形質変更時要届出区域)	あり(措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域)
計量証明事業者が分析実施者である必要性	必要	(運用で必要としている)

(3) 自主調査報告制度の合理化

【土壌汚染等対策指針】

名古屋市では、土壌汚染等対策指針を定めています。

この指針では、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査(例えば、調査対象地を10m四方の単位区画ごとで区切ること等)や、当該汚染の除去等の措置等を定めています。

① 指針外調査の扱い

環境保全条例で報告を受ける自主調査では、**土壌汚染等対策指針の調査方法に基づかない**、いわゆる**【指針外調査】**による事例があります。

- 例)・試料採取等を行う区画の選定(調査対象地を10m四方の単位区画ごとに区切ること)をせずに調査を行うもの
 - ・対象地の代表地点でのみ土壌を採取するもの
 - ・仮置きしている土壌(仮置き土)を調査するもの
- ・指針外調査は、建設発生土を処分する際、処分先から重金属(シアン化合物以外の第二種特定有害物質)が含まれていないかの調査を要望されて行うことがあります。
- ・当初は区画に区切らず調査を実施し、土壌汚染の判明後に単位区画ごとに追加調査を行う案件もあります。

(3) 自主調査報告制度の合理化

【指針外調査による報告の課題】

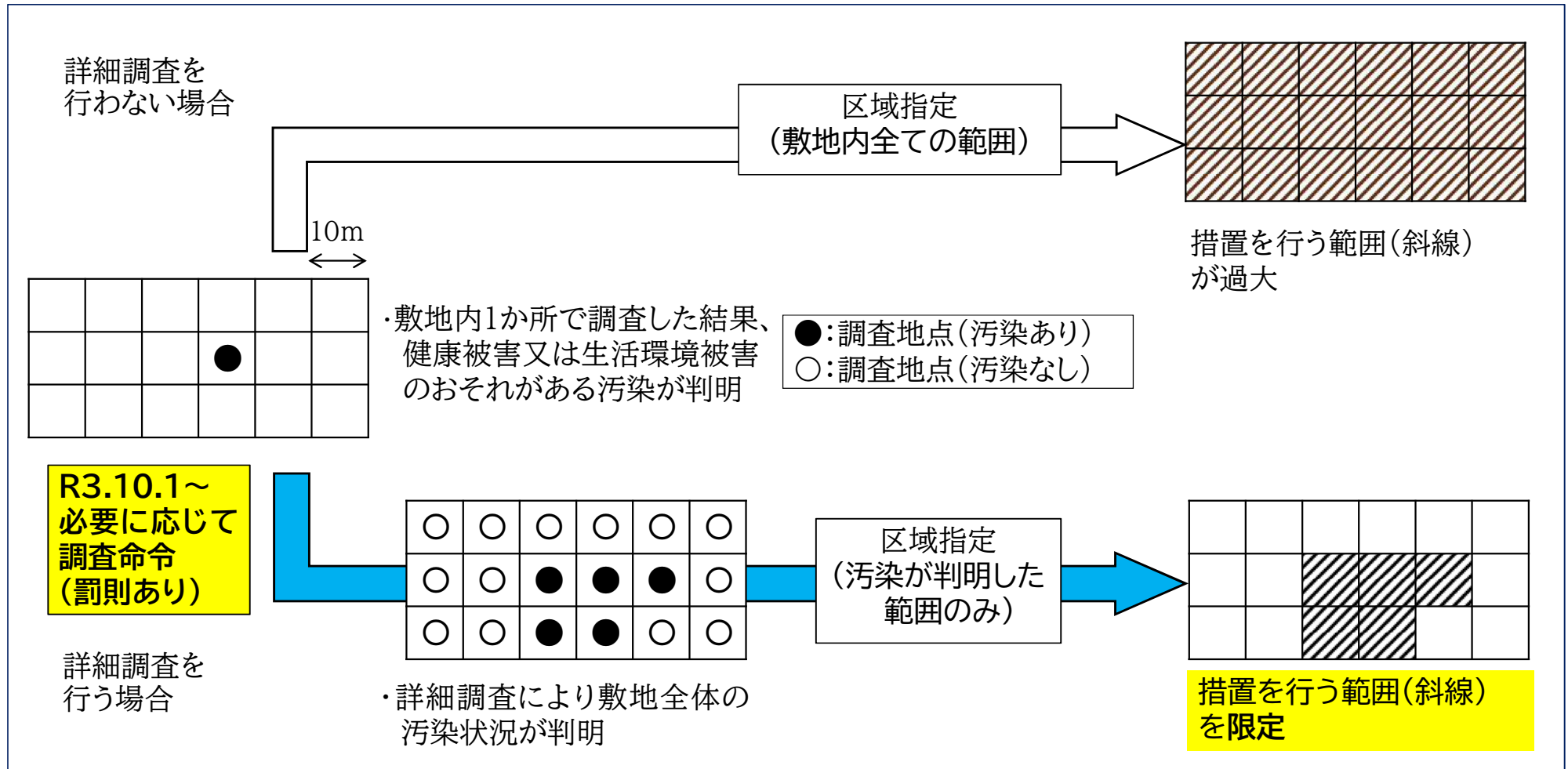
特に土壌処分を目的とした調査の場合、区域指定を行うための十分な調査ができていないために、過剰な区域指定を行っている可能性があります。

【対応】

- ・自主的な調査の報告を幅広く把握するため、指針外調査も引き続き受け付けます。
- ・健康被害又は生活環境被害リスクがある場合は、区域指定制度に基づき対策を求める範囲を絞り込むため、詳細調査を命令できる規定を新たに設けました。

対策範囲の合理化を図ります。

(3) 自主調査報告制度の合理化



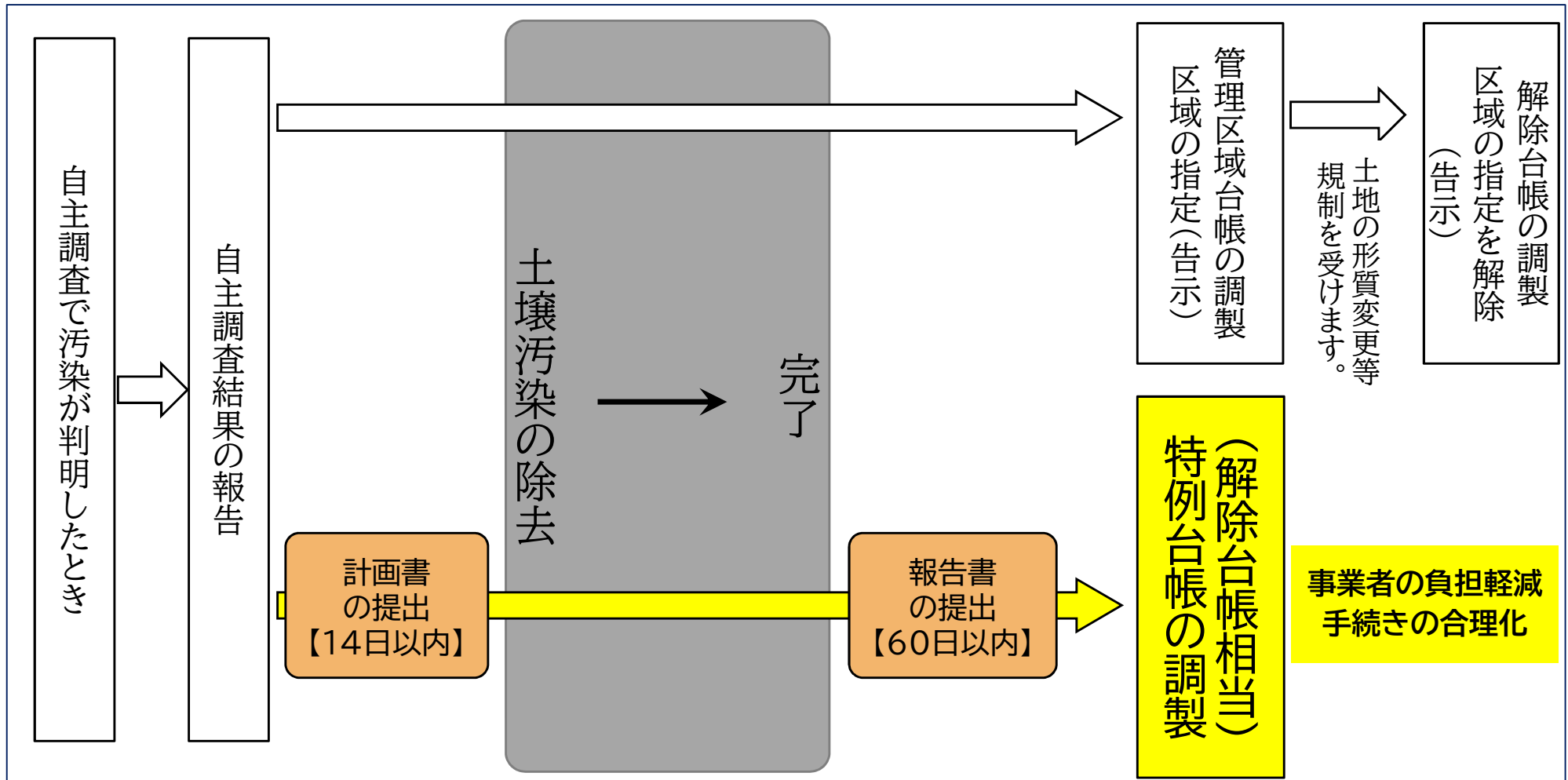
(3) 自主調査報告制度の合理化

② 区域指定制度の特例

自主調査においても、汚染の報告があれば全て区域指定する制度となっているため、**区域の指定を行う前に土壤汚染の除去が完了している事例**があります。この場合、区域の指定後、解除されるまでの間は、土地の形質変更等の規制を受けていました。

そこで、事業者の負担軽減及び手続きの合理化の観点から、規則で定める場合(**ただちに土壤汚染の除去が完了**)は、**区域を指定しない**特例を設けました。

(3) 自主調査報告制度の合理化



指針第1号様式

被害防止措置計画書届出書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 届出者 郵便番号 住 所 名 称 代表者氏名 連絡責任者職氏名 電 話 () 土壌汚染等対策指針第4第2項の規定により、被害防止計画書の作成について、 次のとおり届け出ます。	
自主調査に係る 対象地の名称	
自主調査に係る 対象地の所在地	

(3) 自主調査報告制度の合理化

汚染の報告から14日以内に
被害防止措置計画書届出書
【指針第1号様式】

指針第2号様式

被害防止措置完了報告書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
届出者 郵便番号 住 所	
名 称 代表者氏名	
連絡責任者職氏名 電 話 ()	
土壤汚染等対策指針第4第3項の規定により、被害防止措置の完了について、次のとおり報告します。	
自主調査に係る 対象地の名称	
自主調査に係る 対象地の所在地	
講じた被害防止 措置の概要	

(3) 自主調査報告制度の合理化

汚染の報告から60日以内に

被害防止措置完了報告書
【指針第2号様式】

(3) 自主調査報告制度の合理化

【区域指定制度の特例について】

Q 添付書類は何が必要か。

A 計画書には、対象地の図面、施工方法がわかる断面図等、使用予定の管理票(写)、運搬車の構造がわかる書類、汚染土壌処理業者への委託を証する書類、処理業者の許可証(写)を、報告書には、汚染がなくなったことの確認方法がわかる図面、写真や管理票(写)等を添付してください。

Q ただちに掘削除去するが、計画書や報告書を期日までに提出できなかった場合はどうなるのか。

A 特例を適用できませんので、管理区域として指定します。

Q 処理完了した汚染土壌管理票の写しが戻ってきていないが、指針第2号様式を提出して良いか。

A 管理票の写しの添付が必要です。汚染土壌処理業者からの返送期間も踏まえてご検討ください。

Q 基準超過区画の一部だけただちに掘削除去する場合も、指針第1号様式の提出は必須か。

A 指針の様式を提出する必要はありません。代わりに、任意の様式ですが、汚染拡散防止計画書などにまとめ、事前にお届けいただくようお願いします。

本日のメニュー

- (1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要
- (2) 名古屋市環境審議会答申
- (3) 自主調査報告制度の合理化
- (4) 調査対象深度の限定
- (5) 汚染土壌の有効活用

(4) 調査対象深度の限定

〈法改正の内容〉

土壤汚染対策法第4条等の土地の形質の変更に伴う調査の試料採取等の対象深度は掘削深度(+1m)までとすることができる。

(法改正の理由)

当該土壌については、搬出による汚染の拡散、形質変更時の汚染の飛散、帯水層に接することによる地下水汚染の発生リスクが低いと考えられるため。

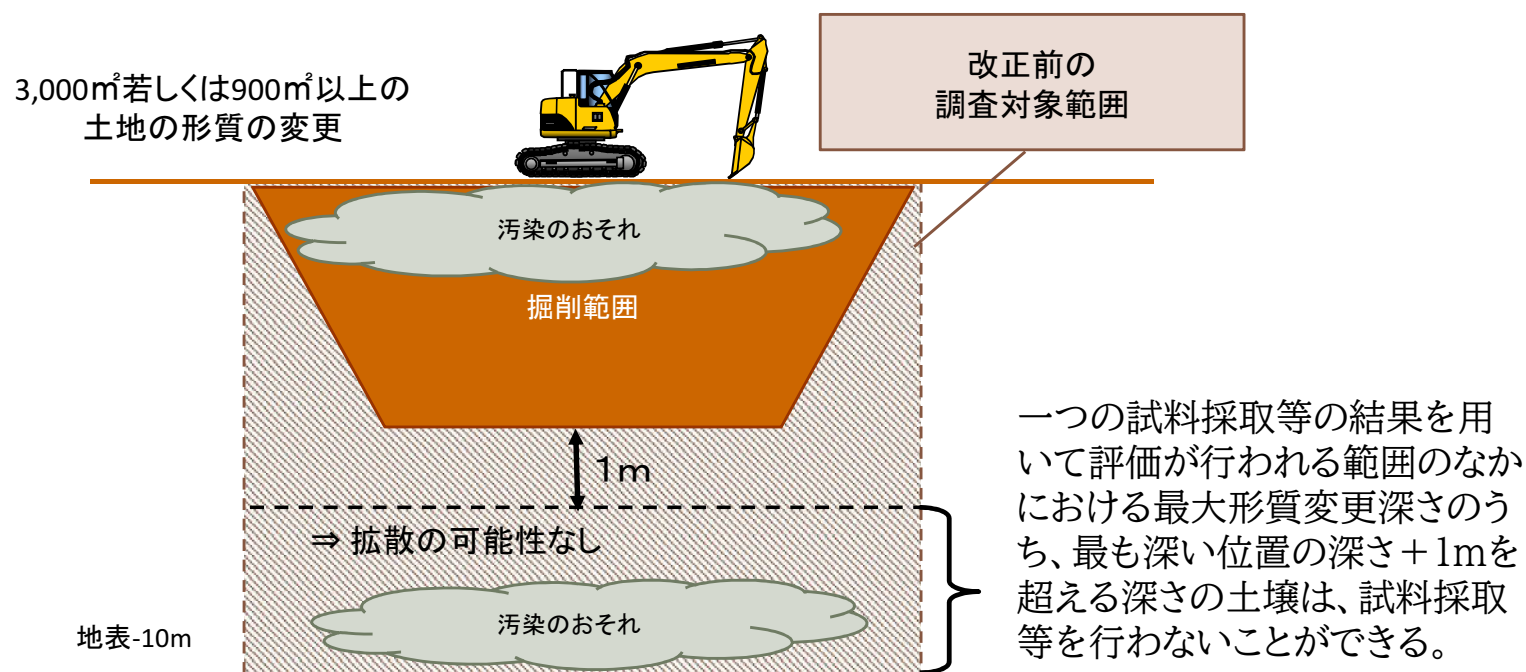
条例第55条(500m²以上の土地の形質の変更時の調査)
における調査対象深度の考え方を整理しました。

【法改正後】

(4) 調査対象深度の限定

〈土壌汚染状況調査の対象イメージ〉

最大形質変更深さより1mを超える深さの土壌の場合



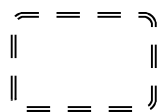
【法改正後・条例改正前】

(4) 調査対象深度の限定

特定有害物質の取扱い状況と土地の形質の変更の規模ごとの法又は条例による土壌調査の関係

土地の形質の変更の面積	特定有害物質の取扱いあり		特定有害物質の取扱いなし
	水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設あり	水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設なし	
500m ² 未満	不要	不要	不要
500m ² 以上～900m ² 未満	条例第55条	条例第55条	不要
900m ² 以上～3,000m ² 未満	法第4条 又は 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地 法第3条第8項	条例第55条	不要
3,000m ² 以上	法第4条 又は 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地 法第3条第8項	法第4条	法第4条

※網掛部分は、調査対象深度の限定あり。



有害物質使用特定施設ありの工場等では、廃止時又はただし書きの取消しの確認時（法第3条第1項）には原則10mまでの土壌調査が行われます。

【法改正後・条例改正前】

(4) 調査対象深度の限定

特定有害物質の取扱い状況と土地の形質の変更の規模ごとの法又は条例による土壌調査の関係

土地の形質の変更の面積	特定有害物質の取扱いあり		特定有害物質の取扱いなし
	水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設あり	水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設なし	
500m ² 未満	不要	不要	不要
500m ² 以上～900m ² 未満	条例第55条	条例第55条	不要
900m ² 以上～3,000m ² 未満	法第4条 又は 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地 法第3条第8項	条例第55条	不要
3,000m ² 以上	法第4条 又は 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地 法第3条第8項	法第4条	法第4条

※網掛部分は、調査対象深度の限定あり。



条例では、特定有害物質の取扱いがある工場等又は取扱っていた工場等(過去に取扱いのあった工場)において、500m²以上の土地の形質の変更を行う場合に調査義務があります。

(4) 調査対象深度の限定

〈条例改正の考え方〉

調査対策深度の限定をすると特定有害物質取扱工場等の敷地における汚染が見過ごされてしまう可能性がある。

特定有害物質取扱工場等の廃止時には、原則10mの深度までの土壌調査が必要であり、調査対象深度の限定を認めない。

【法・条例改正後】

(4) 調査対象深度の限定

特定有害物質の取り扱い状況と土地の形質の変更の規模ごとの法又は条例による土壌調査の関係

土地の形質の変更の面積	特定有害物質の取扱いあり			特定有害物質の 取扱いなし
	水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設あり	水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設なし		
		現在取扱いあり	過去に取扱いあり	
500m ² 未満	不要	不要	不要	不要
500m ² 以上 ～900m ² 未満	条例第55条	条例第55条	条例第55条	不要
900m ² 以上 ～3,000m ² 未満	法第4条 又は 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地 法第3条第8項	条例第55条	条例第55条	不要
3,000m ² 以上	法第4条 又は 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地 法第3条第8項	法第4条	法第4条 調査対象外深度に 汚染のおそれあり (条例第54条)	法第4条

※網掛部分は、調査対象深度の限定あり。黒太枠部分は、調査対象深度の限定を認めない。

本日のメニュー

- (1) 名古屋市の土壌汚染対策制度の概要
- (2) 名古屋市環境審議会答申
- (3) 自主調査報告制度の合理化
- (4) 調査対象深度の限定
- (5) 汚染土壌の有効活用

(5) 汚染土壌の有効活用

〈法改正の内容〉

汚染土壌の処理の委託の例外となる搬出が追加された。

汚染土壌の処理の例外として汚染土壌処理施設以外に搬出することができる場合に、自然由来等形質変更時要届出区域間の搬出及び一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間（飛び地間）の搬出を追加

条例管理区域における区域間移動・飛び地間移動を検討しました。

(5) 汚染土壌の有効活用

【区域間移動とは】

地質的に同一である範囲内での自然由来等形質変更時要届出区域間の移動

自然由来等形質変更時要届出区域

- ① 汚染が専ら自然由来であると認められる区域
- ② 汚染が専ら埋立て土砂由来であると認められる区域

(5) 汚染土壌の有効活用

自然由来等形質変更時要届出区域の要件

汚染原因	要件
汚染が専ら自然由来であると認められる要件	次のいずれにも該当すると認められること • 区域指定対象物質が第二種特定有害物質(シアン化合物を除く)であること • 汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること • 汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること • 以下のいずれかの土地であること ➢ 汚染状態が埋立土砂由来若しくは人為等由来でない土地であること ➢ 汚染状態が埋立土砂由来若しくは人為等由来であって汚染のおそれがないと認められる土地であること ➢ 汚染状態が埋立土砂由来若しくは人為等由来であって土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、汚染状態が埋立土砂由来又は人為等由来でないと認められる土地であること
汚染が専ら埋立土砂由来であると認められる要件 (埋立地特例区域の指定の要件と同じ)	次のいずれにも該当すると認められること • 以下のいずれかの土地であること ➢ 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立等が開始された土地 ➢ 大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立等が開始された土地で、当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合、第二種特定有害物質(シアン化合物を除く)が第二溶出量基準適合である土地 ➢ (いずれの土地も廃棄物が埋立てられている場所は除く) • 以下のいずれかの土地であること ➢ 汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること ➢ 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、汚染のおそれがないと認められる土地であること ➢ 汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、試料採取等の結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められる土地であること

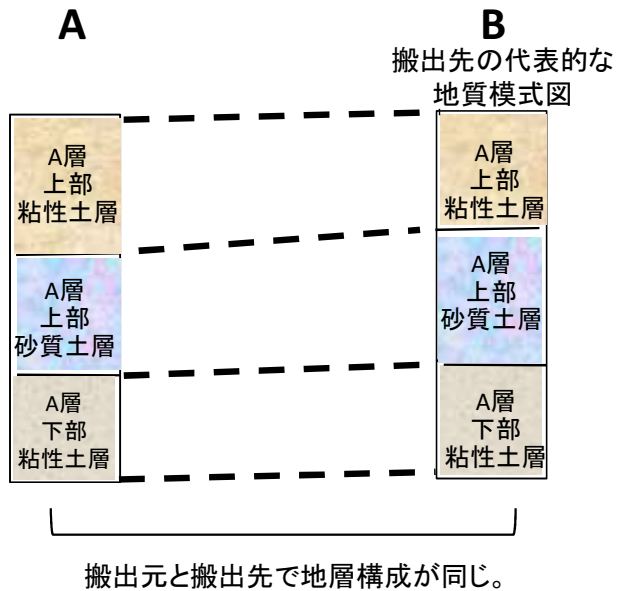
(5) 汚染土壌の有効活用

汚染の状況が同様であること、かつ、地質が同じであることの要件

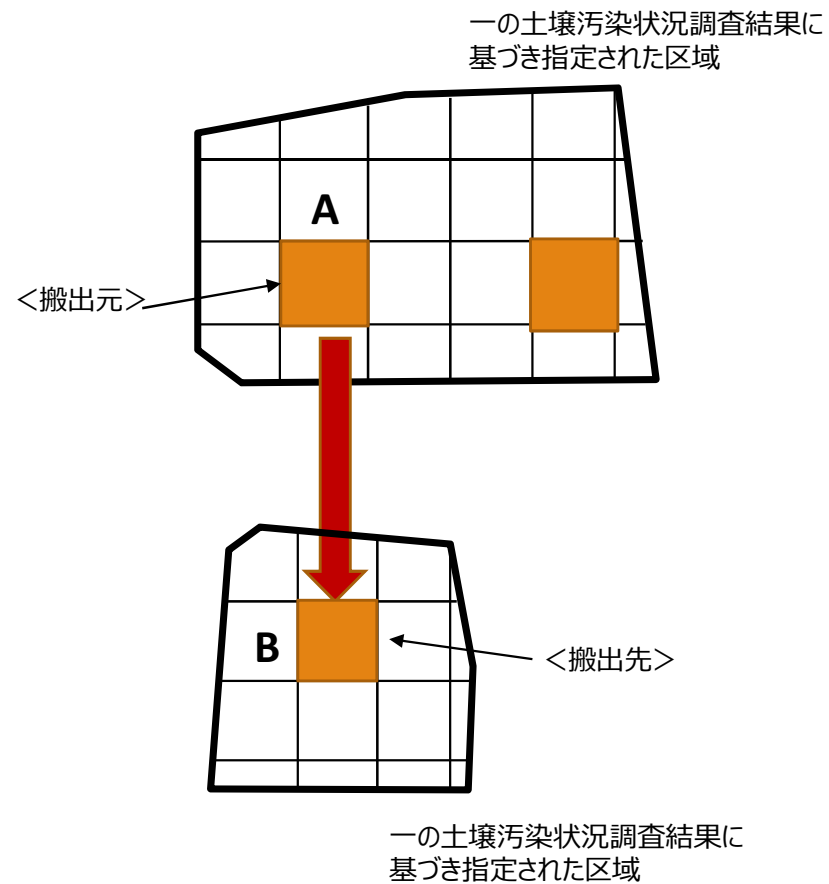
基準の種類	要件	
汚染の状況	特定有害物質ごとの <u>汚染状態が同様</u> であること(下表のとおり)	
	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態
	土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準適合	- 土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準適合 - 土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合
	土壌溶出量基準適合、土壌含有量基準不適合	- 土壌溶出量基準適合、土壌含有量基準不適合 - 土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合
	土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合	土壌溶出量基準不適合、土壌含有量基準不適合
地質	搬出元の地質と同じであること - 自然由来の場合、搬出元と搬出先の汚染状態が<u>地質的に同質な状態で広がっている</u>こと - 埋立土砂由来の場合、搬出元と搬出先が<u>同一の港湾</u>であること	

(5) 汚染土壌の有効活用

＜土地の地質が同じである基準の考え方＞
（自然由来の場合）



＜区域間の土壌の移動のイメージ図＞



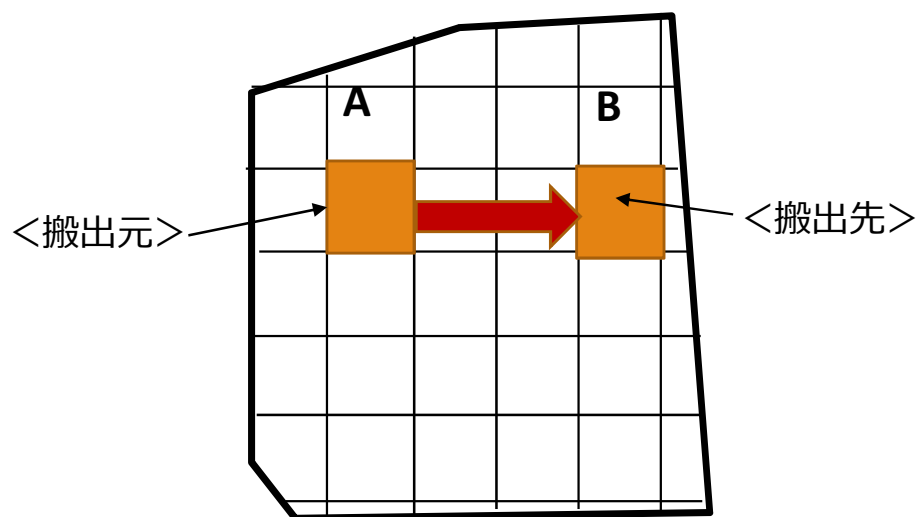
(5) 汚染土壌の有効活用

【飛び地間移動とは】

同一契機で行われた調査の対象地で区域指定された飛び地間の土壌の移動

(5) 汚染土壌の有効活用

＜飛び地間の土壌の移動のイメージ図＞



一の土壌汚染等調査結果に基づき指定された区域

＜搬出元と搬出先の管理区域の種類＞

A 搬出元	B 搬出先
措置管理区域	措置管理区域
拡散防止管理区域	拡散防止管理区域
形質変更時 届出管理区域	形質変更時 届出管理区域

同じ種類の区域への移動のみ可能

(5) 汚染土壌の有効活用

〈対応〉

区域間移動や飛び地間移動を認めることにより、汚染土壌の掘削除去による処理施設への搬出が抑制されることが考えられることから、条例管理区域においても区域間・飛び地間の移動を認めることとしました。

認める要件、汚染の状況、地質に係る基準等は法と同様とし、区域間移動又は飛び地間移動をした場合は、届出書及び台帳へその旨を記載し、添付書類を追加することとしました。

その他の改正事項

【管理区域の台帳による情報管理】

法改正により、指定を解除した区域の台帳も調製することとなったため、条例管理区域においても同様に扱います。

また、今般の条例改正により、自主調査で判明した汚染でただちに汚染が除去されたために特例で区域指定されなかった区域についても、台帳による情報管理を行います。

	法	条例
指定台帳	○	○
解除台帳	<u>○</u>	○
特例台帳		○

注1 ○は台帳の調製及び保管が義務付けられていることを示しています。

注2 下線は平成29年5月の法改正で追加した部分であり、**太字**は今回の改正で追加した部分です。

おわりに

名古屋市では、以下のような情報を、公式ウェブサイト(<https://city.nagoya.jp>)に掲載しています。

- 土壌汚染に係る区域の指定について
- 土壌・地下水汚染の報告の状況について
- 土壌・地下水汚染に係る周辺の井戸水調査結果について

おわりに

名古屋市内で土壌・地下水の自主調査により基準超過が判明した場合は、必ず報告してください。
調査機関の皆様は、自主調査を行う前に、土地の所有者等に報告制度を十分に周知してください。

ご相談や書類の提出のために来庁いただく際は、あらかじめ日時のご予約をお願いします。
日頃から基本的な感染症対策を徹底していただき、症状がみられる方は来庁をお控えください。

参考 市公式ウェブサイト <https://city.nagoya.jp>

土壌汚染

サイト内検索



(担当)名古屋市 環境局 地域環境対策課 有害化学物質対策係
電話 052-972-2677
メール a2677@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp